

第 2 期 江南市子ども・子育て支援事業計画

(案)



令和 2 年 3 月

江 南 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画期間	3
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1	江南市の人口動態等の現状	5
2	保育サービス等の現状	10
3	アンケート調査結果からみた子育て家庭の状況	11
4	第1期計画の状況	18

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	25
2	基本目標	25
3	計画の体系	26
4	主要事業	27

第4章 施策の展開及び量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	29
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	29
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	32
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	34
5	新・放課後子ども総合プラン〔放課後児童健全育成事業（学童保育）・放課後子ども教室〕の基本方針（目標及び具体的な方策等）～江南市行動計画～	45
6	児童虐待防止対策の充実	50
7	教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の方策	51

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	52
2	計画の進行管理	53

参考資料

1	江南市子ども・子育て会議設置条例	54
2	江南市子ども・子育て支援推進委員会設置要綱	56
3	江南市子ども・子育て会議委員	58
4	計画の策定経過	59

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、子育て家庭のニーズに応えられるよう教育・保育、地域の子育て支援サービスの充実などに取り組むとともに、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実や、親と子の居場所づくり、地域の子育て環境づくりなど、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、子育て世代の不安や悩みを解消し、子育てに生きがいや楽しさを感じられるよう、行政だけでなく地域全体で子育て支援ができる環境整備や体制の充実が求められています。

2 計画策定の趣旨

子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国において、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、「子ども・子育て関連 3 法^{※1}」が制定され、新制度のもとで制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

本市においては、これまで「江南市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成 17 年 3 月策定）、「江南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成 22 年 3 月策定）、「江南市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、様々な子育て支援を推進してきました。

計画を推進するなかで、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

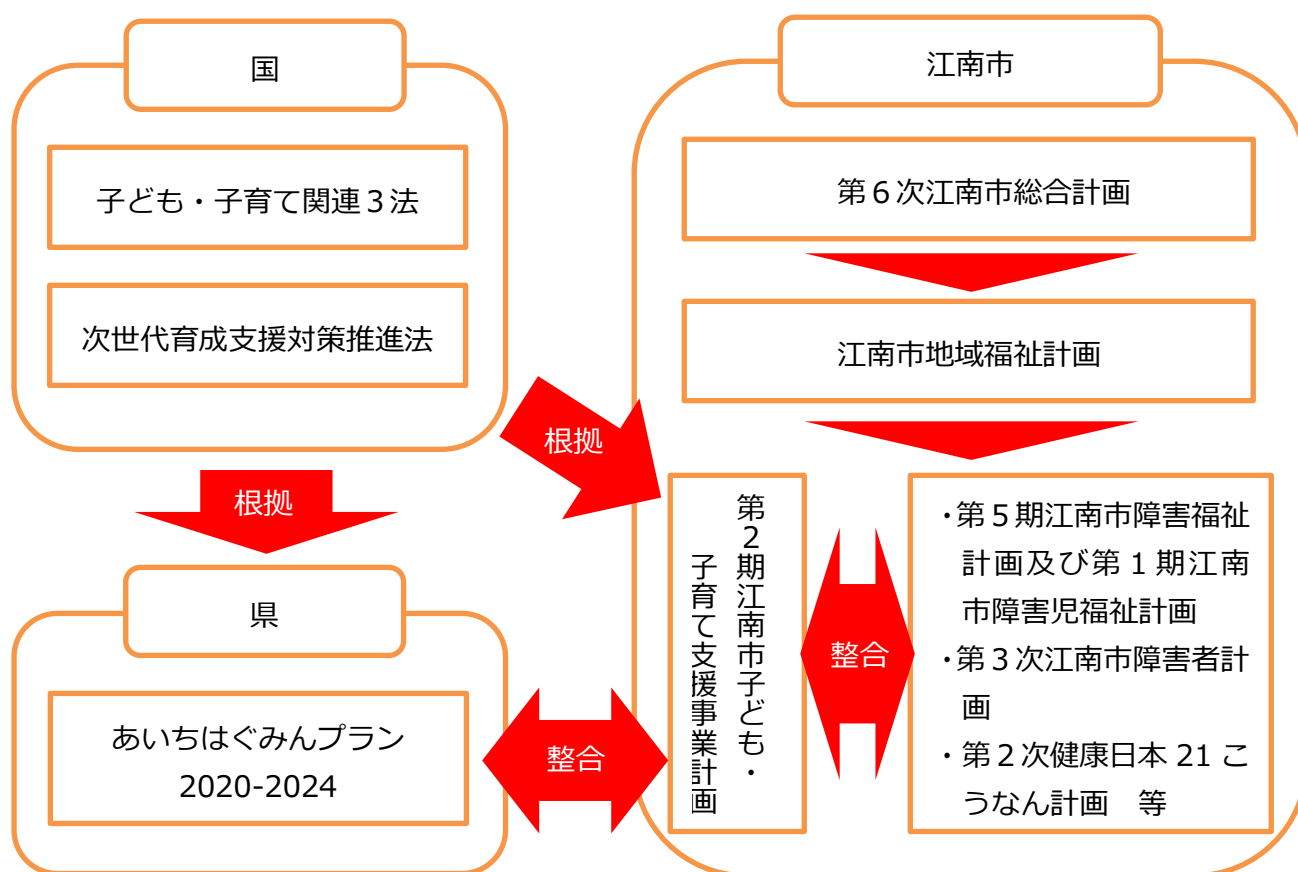
平成 30 年度に実施した市民ニーズ調査の結果では、子育て家庭の母親の就労率が 5 年前に比べて上がっており、就労意欲も高くなっています。教育・保育サービスの充実を求める声も高いものであることから、地域における子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立するための環境を整備することが求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、「第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容や実施時期のほか、同法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法^{※2} 第 8 条第 1 項に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っています。

また、市の最上位計画である「第 6 次江南市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



※1 子ども・子育て関連 3 法：「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律の総称。

※2 次世代育成支援対策推進法：平成 15 年 7 月に成立・施行された法律。急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策について基本理念を定め、地方公共団体及び事業主には行動計画の策定をはじめとした支援対策推進の責務を明らかにしているもの。

4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は令和2年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【計画期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				
				

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）及び就学児童（6～11歳）の保護者を対象として、「江南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を平成30年12月に実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」での検討

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援に関する事業に従事する者、公募による市民等で構成する「江南市子ども・子育て会議」で計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

1 江南市の人口動態等の現状

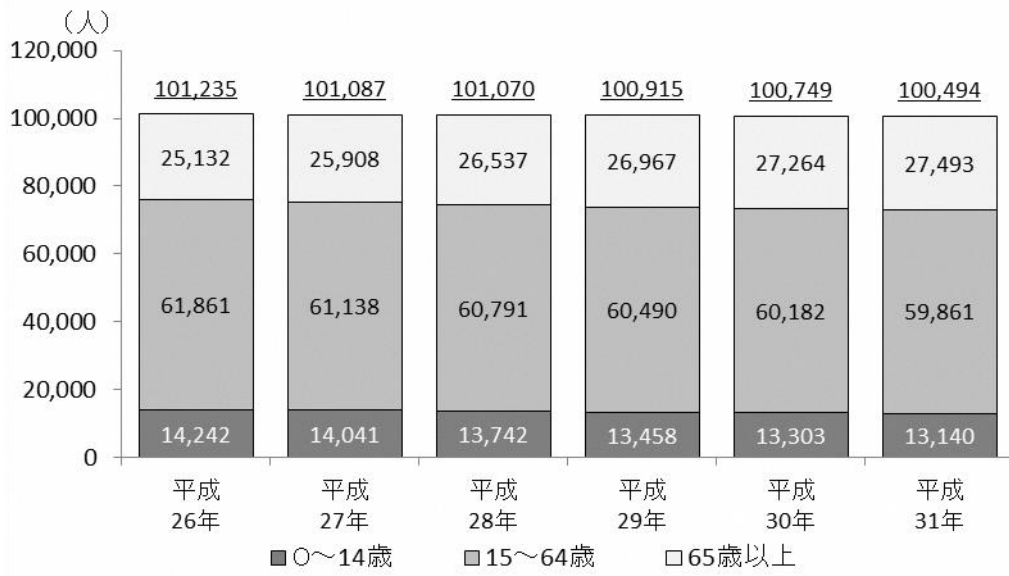
(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成31年（2019年）3月31日現在で100,494人となっています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳までの年少人口及び15～64歳までの生産年齢人口が減少しており、65歳以上の老年人口が増加していることから、少子高齢化が進んでいる状況です。

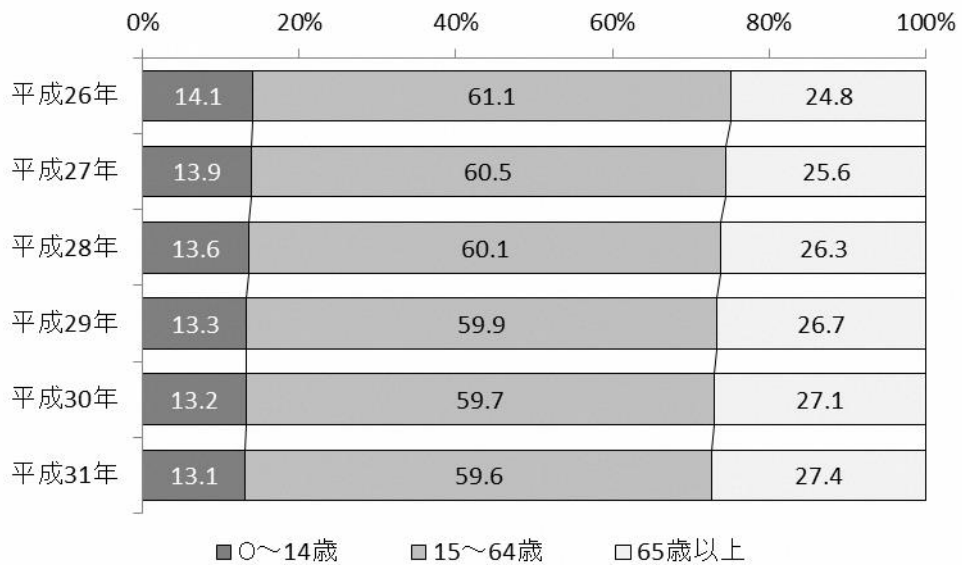


【人口の推移】



資料：住民基本台帳（実績値は各年3月31日現在）

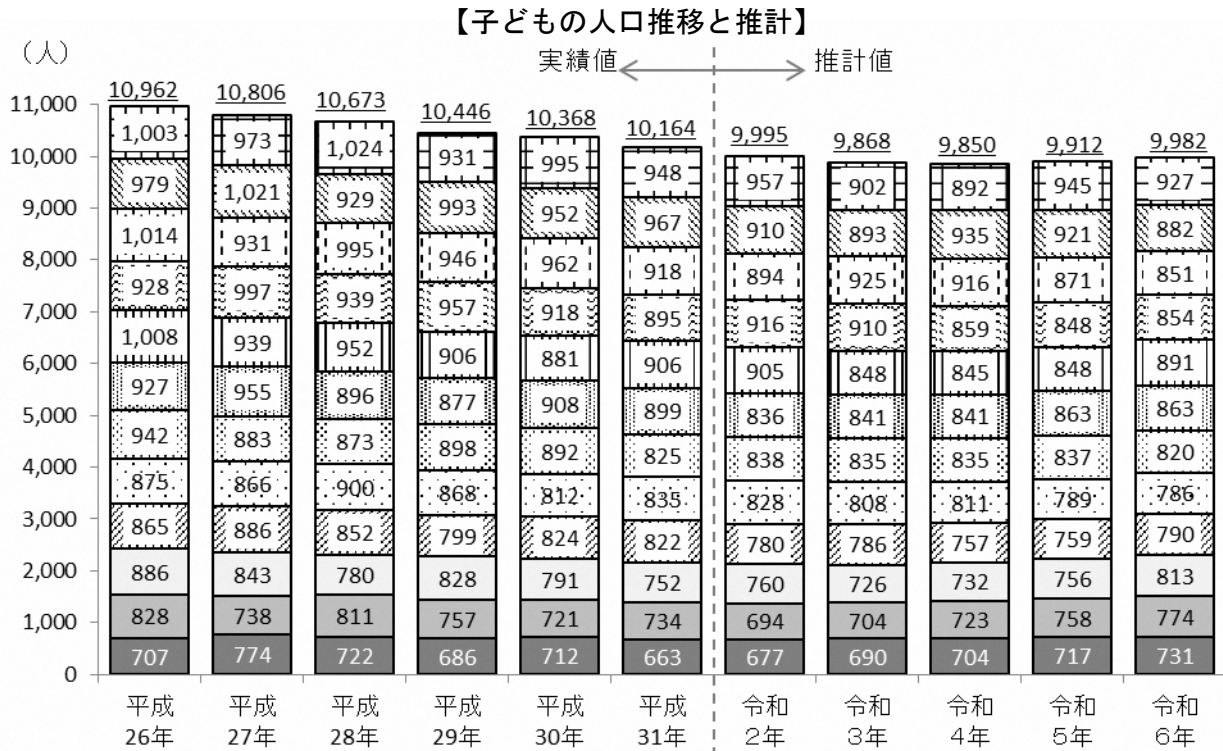
【年齢3区分別人口構成の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口の推移をみると、0歳児から11歳児の人口は減少傾向にあり、平成31年3月31日現在で10,164人となっています。今後は令和3年にかけて減少するものの、令和4年以降は、第6次江南市総合計画による人口減少抑制の施策展開を見込み、微増すると推測されます。

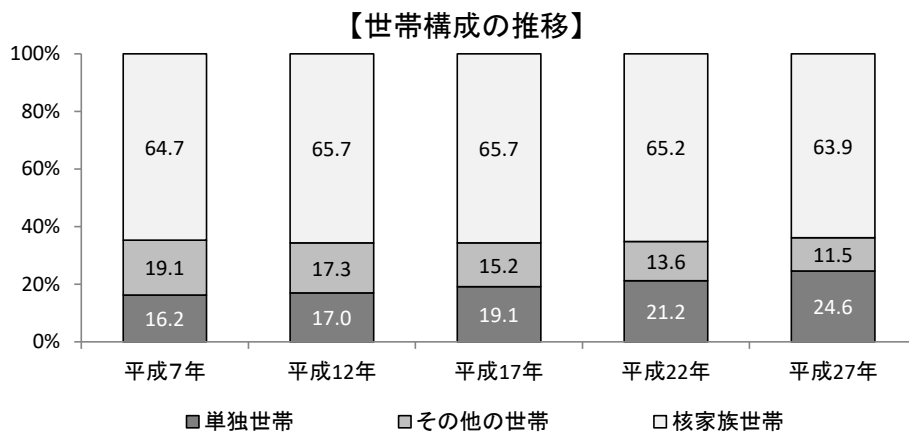


■0歳児 □1歳児 □2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 □6歳児 □7歳児 □8歳児 □9歳児 □10歳児 □11歳児

資料：住民基本台帳（実績値は各年3月31日現在）
※推計人口は住民基本台帳を元に計算したものの

(3) 世帯構成の状況

本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、6割以上で推移しています。一方、単独世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年（2015年）で24.6%となっています。

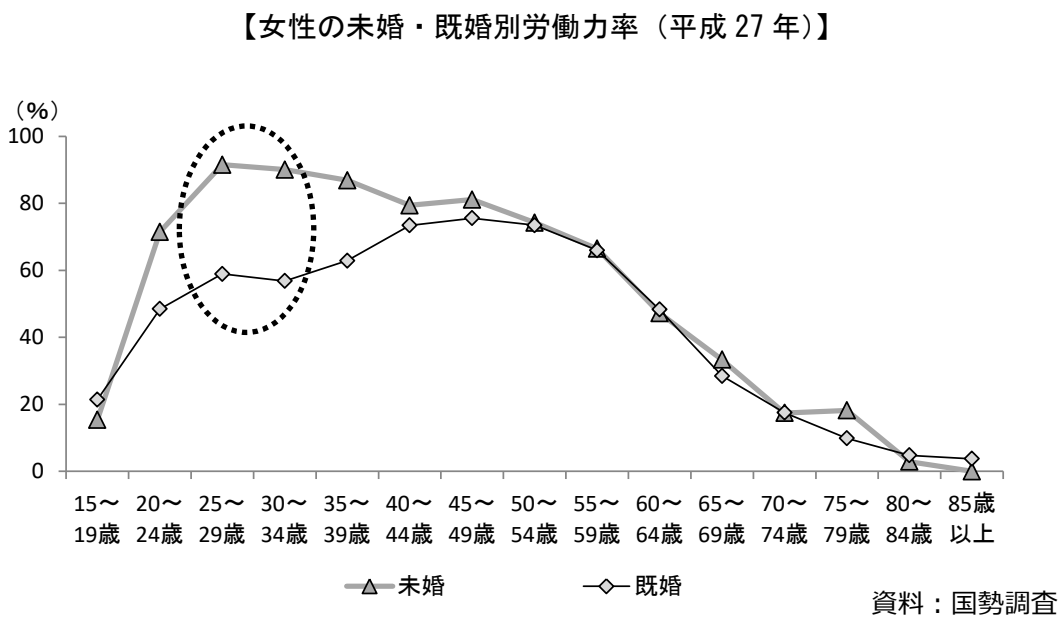
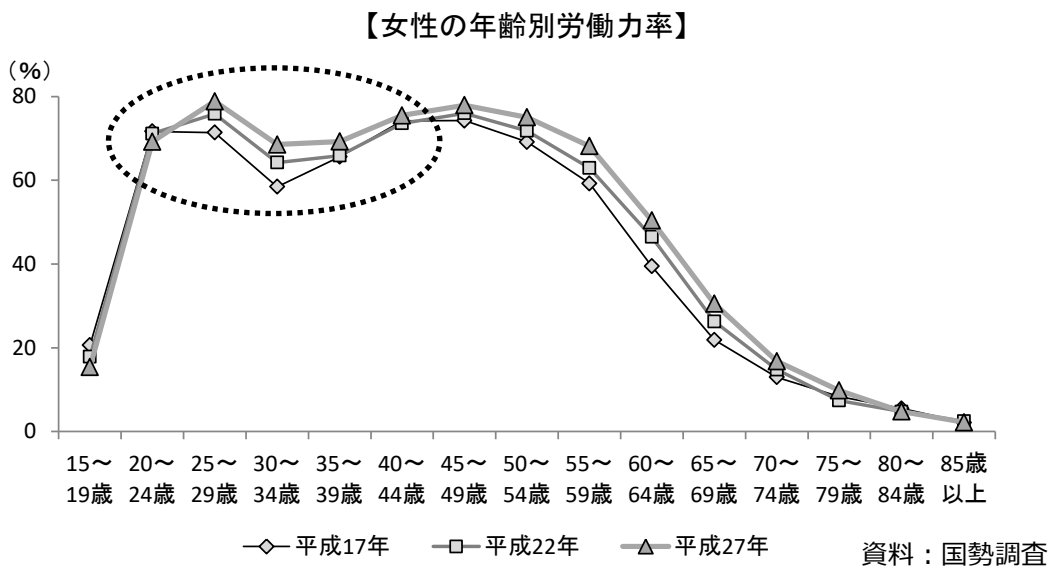


資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別労働力率[※]は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成17年(2005年)と比べ、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は近年上昇しており、カーブが年々緩やかになっています。

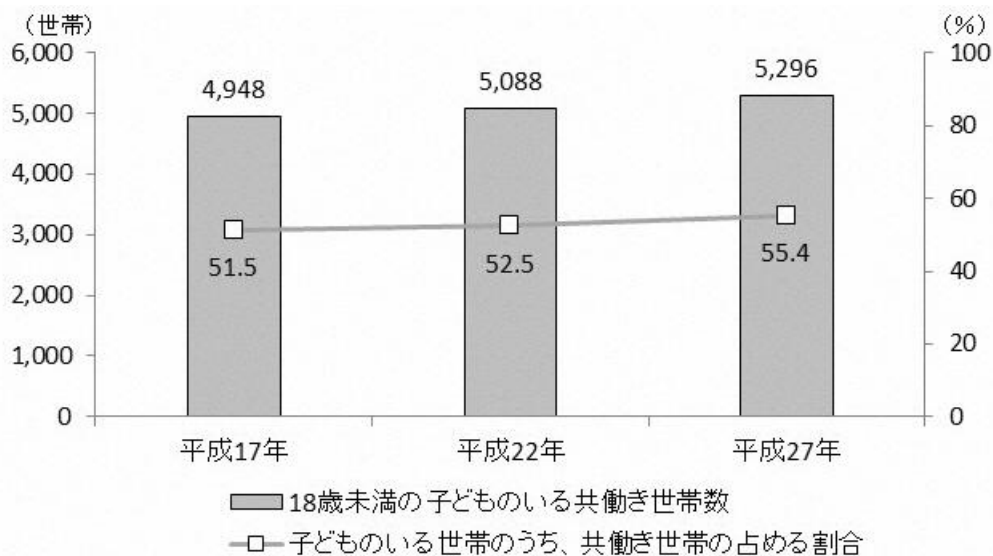
また、平成27年の女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20歳代から30歳代にかけて、既婚女性に比べ未婚女性の労働力率が20ポイント以上高くなっており、特に25～34歳で30ポイント以上の差となっています。



※ 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者もしくは完全失業者）の割合。

本市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どもがいる共働き世帯数は増加傾向にあり、平成27年で5,296世帯となっています。子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合も上昇傾向にあり、平成27年で55.4%となっています。

【共働き世帯の状況】



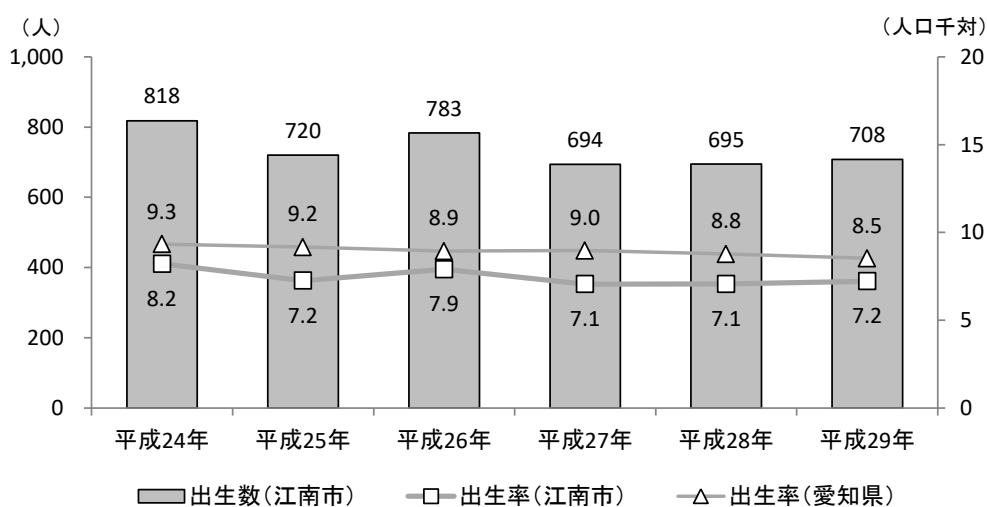
資料：国勢調査

(5) 出生の動向

本市の出生数は、平成27年以降は横ばい傾向にあり、平成29年（2017年）で708人となっています。

出生率（人口千対）も、平成27年以降は横ばい傾向にあり、平成29年で7.2となっています。また、本市の出生率は愛知県と比べて低い数値で推移しています。

【出生数及び出生率（人口千対）の推移】



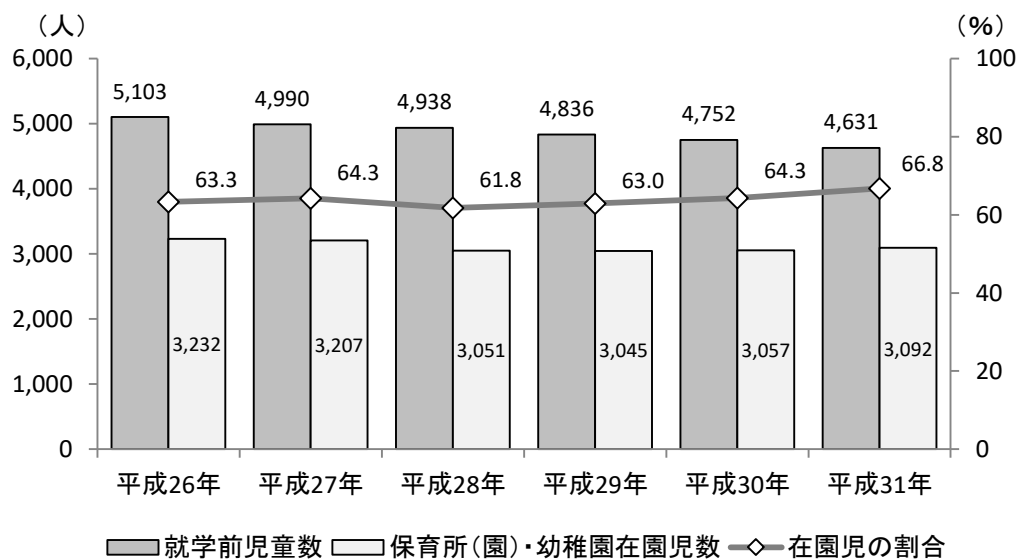
資料：愛知県衛生年報

2 保育サービス等の現状

(1) 保育所と幼稚園の入所状況

本市の就学前児童数は、減少傾向にあります。保育所（園）と幼稚園の在籍者数は、3,000 人を超えて推移しており、在園児の割合はゆるやかな増加傾向にあります。

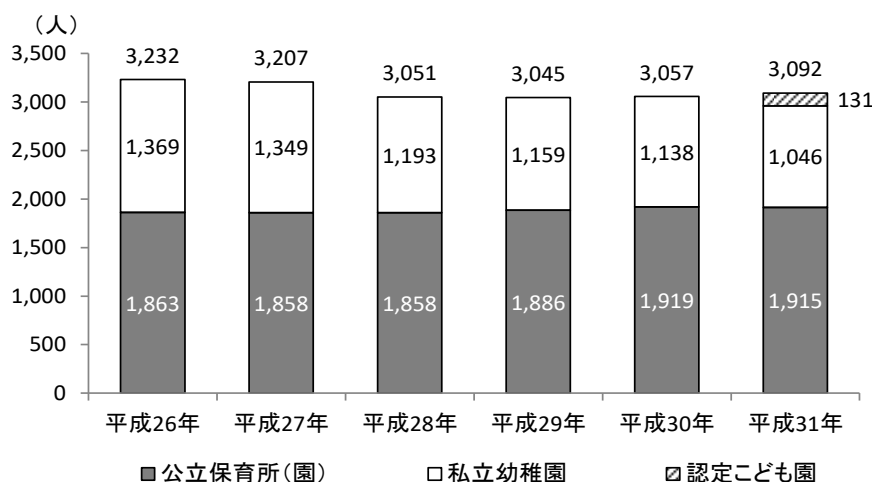
【就学前児童数と保育所・幼稚園の在園児数】



資料：住民基本台帳（0～5歳人口、各年3月31日現在）
 保育課 保育所（園）在園児数（各年3月1日現在）
 幼稚園在園児数（各年3月1日現在）

本市の保育所等の入所状況の施設別の内訳は、以下のとおりです。平成30年4月に私立幼稚園1園が認定こども園に移行しています。

【保育所・幼稚園入所状況】



資料：保育課 公立保育所（園）認定こども園（各年3月1日現在）
 私立幼稚園（各年3月1日現在）

3 アンケート調査結果からみた子育て家庭の状況

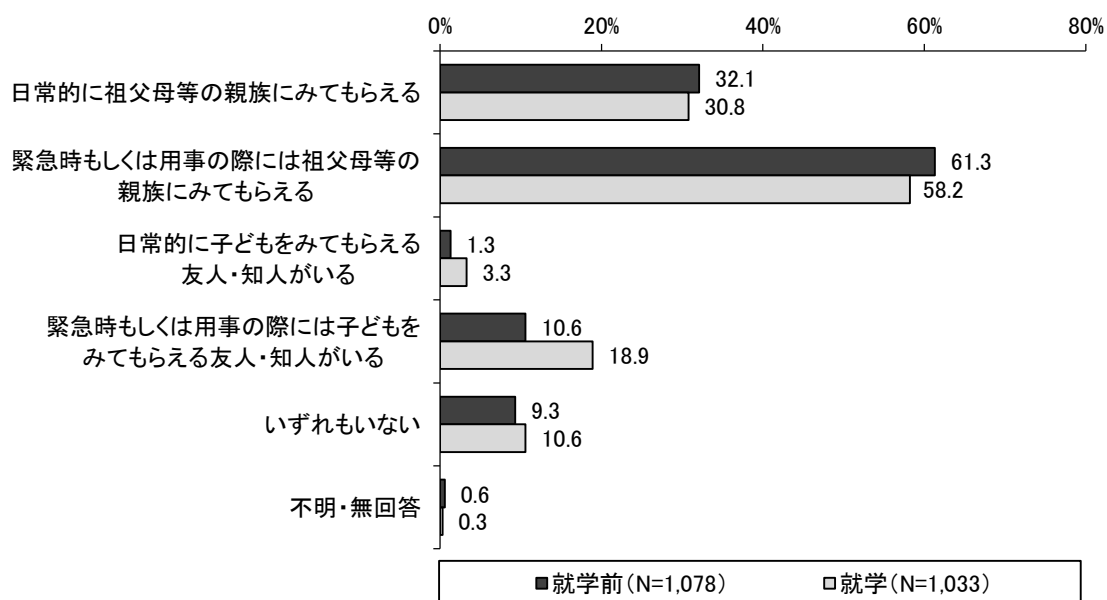
本計画の策定にあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するために、以下のアンケート調査を実施しました。

【調査概要】

	就学前児童	就学児童
調査対象	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の就学児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	
調査期間	平成 30 年 12 月 10 日～平成 30 年 12 月 28 日	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査対象者数	1,800 人	1,800 人
有効回収数 (有効回収率)	1,078 件 (59.9%)	1,033 件 (57.4%)

(1) 日常的に子どもを預けられる親族・知人の有無

就学前児童、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、それぞれ 61.3%、58.2%となっており、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ 32.1%、30.8%となっています。

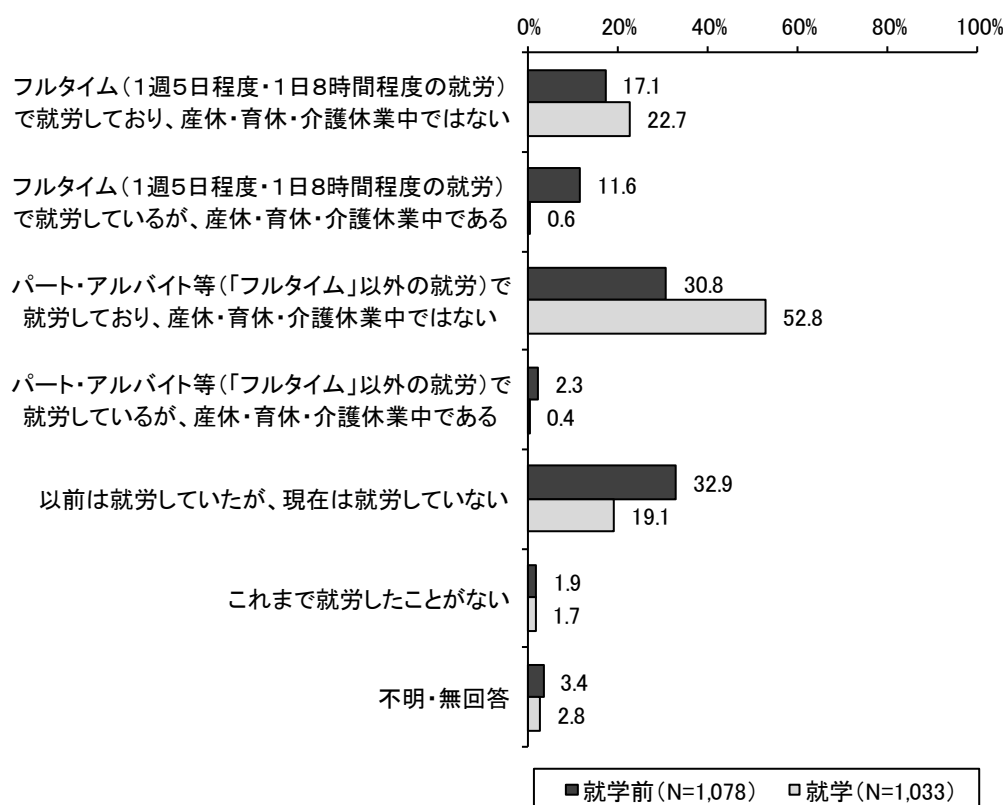


(2) 母親の就労状況及び就労希望

保護者の就労状況については、父親はフルタイム就労が9割以上を占めるため、母親の就労状況に着目すると、就学前児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中ではない)」が30.8%、「フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中ではない)」が17.1%となっています。

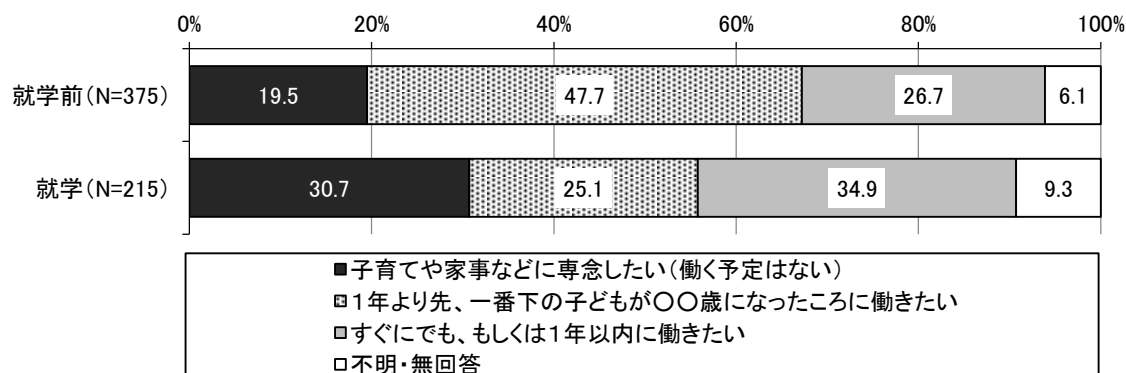
一方、就学児童では、「パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中ではない)」が52.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中ではない)」が22.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.1%となっています。

「パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中ではない)」は、就学前児童での割合(30.8%)より就学児童での割合(52.8%)の方が20ポイント以上高くなっています。



現在就業していない母親の今後の就労希望についてみると、就学前児童では、「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころに働きたい」が47.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が26.7%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」が19.5%となっています。

一方、就学児童では、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が34.9%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」が30.7%、「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころに働きたい」が25.1%となっています。



(3) 教育・保育事業の利用希望

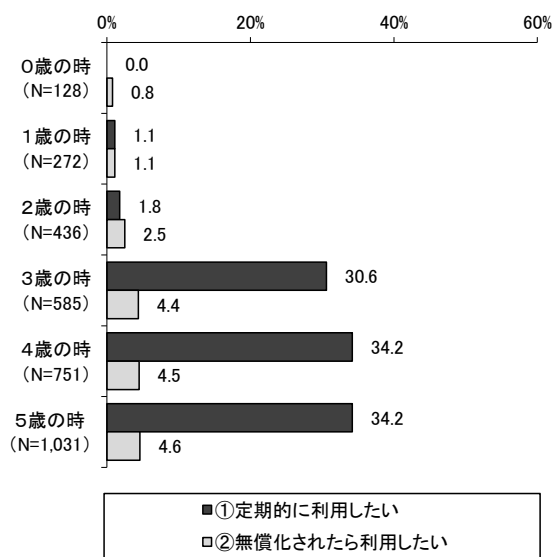
子どもの平日の教育・保育事業として、①「定期的に利用したい事業」と②「幼児教育の無償化が実現した場合に利用したい事業」をたずねたところ、「幼稚園」は、①としては3～5歳時点で3割程度の利用希望となっており、②としては5%程度となっています。

「幼稚園の預かり保育」は、①としては3～5歳時点で1割台半ばの利用希望となっています。②としては1割程度で、無償化の影響としては各事業の中で最も高い利用希望となっています。

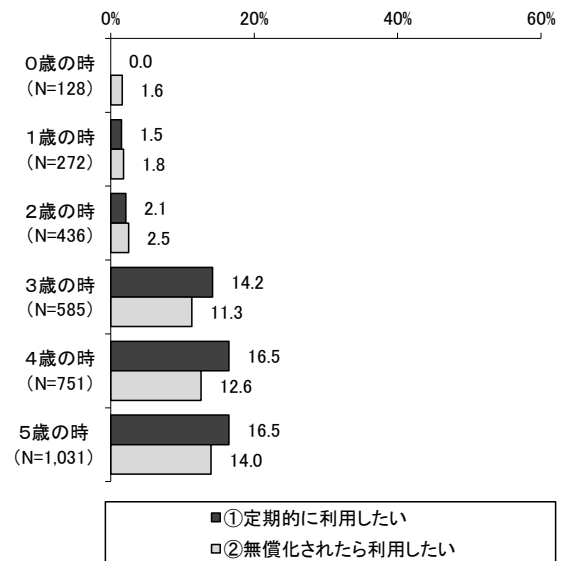
「保育園（所）」は、①としては3歳時が53.8%、②としては2歳時が6.4%と最も高くなっています。

「認定こども園」では、①②ともに、4歳時の利用希望が最も高くなっています。

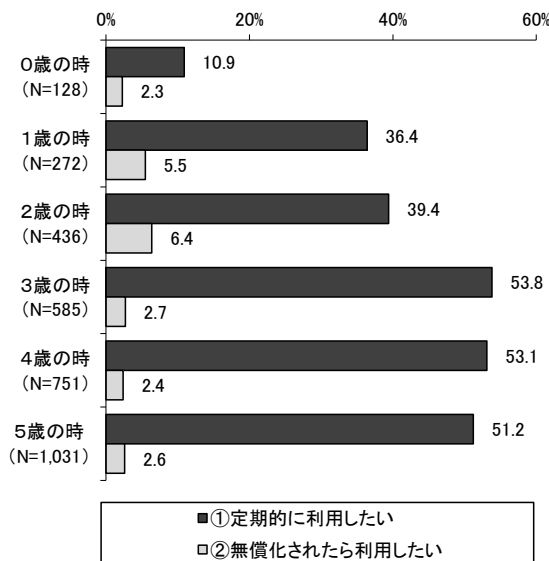
幼稚園



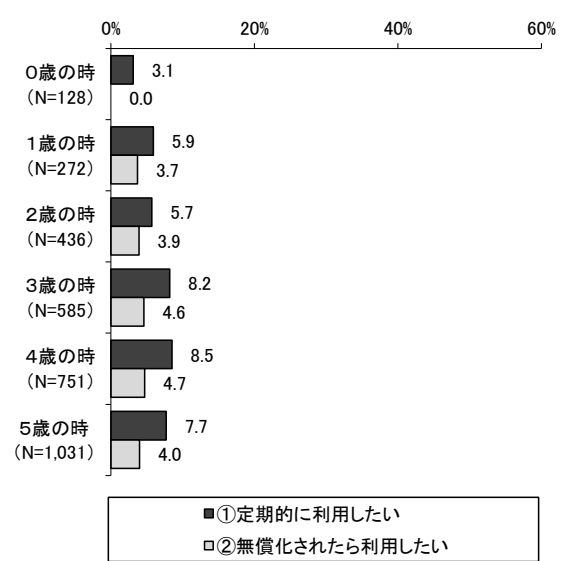
幼稚園の預かり保育



保育園(所)



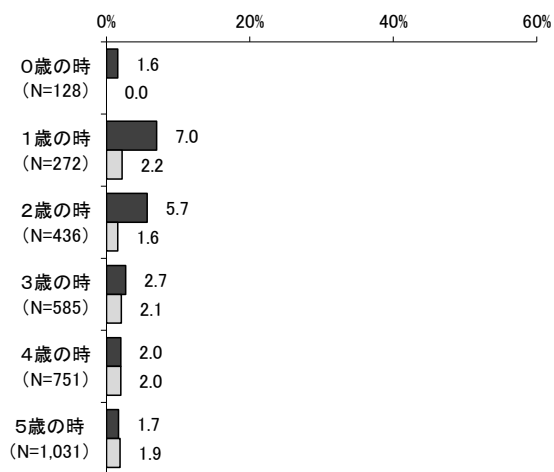
認定こども園



「事業所内保育施設」は、①、②ともに、1歳時の利用希望が最も高くなっています。

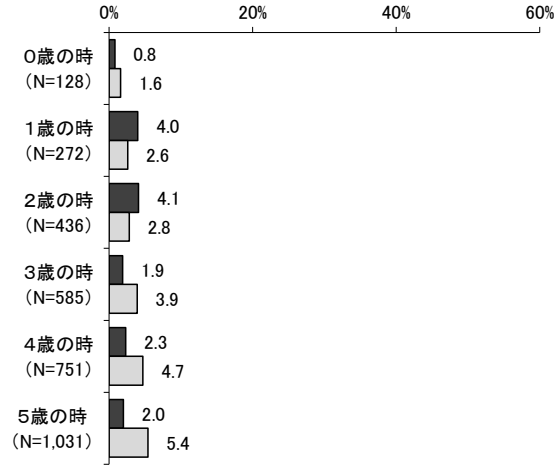
「ファミリー・サポート・センター」は、①としては2歳時、②としては5歳時の利用希望が最も高く、また特に3～5歳については②の無償化された場合の利用希望の方が高くなっています。

事業所内保育施設



■①定期的に利用したい
□②無償化されたら利用したい

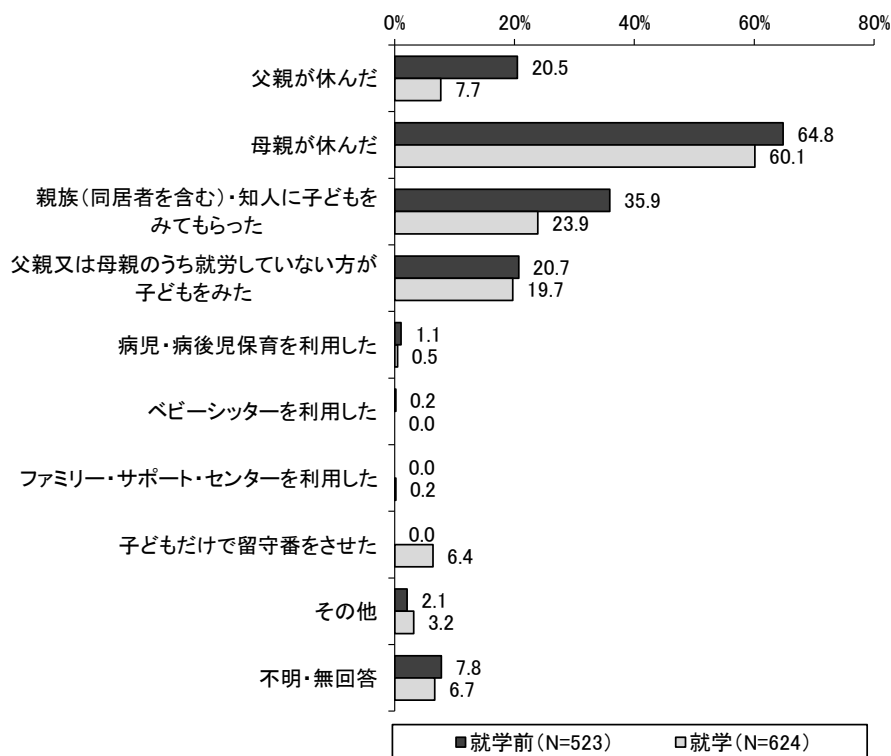
ファミリー・サポート・センター



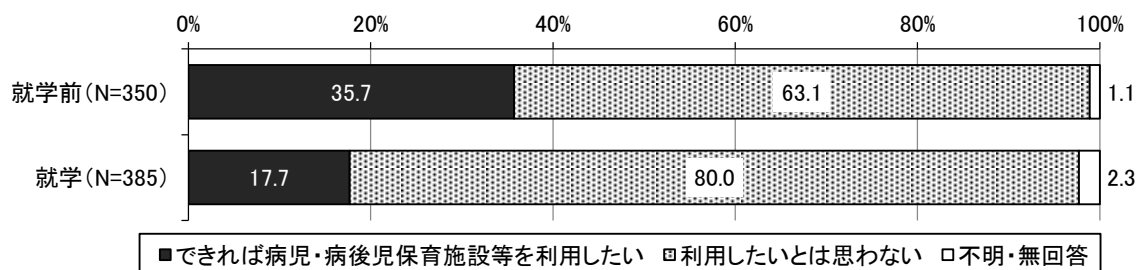
■①定期的に利用したい
□②無償化されたら利用したい

(4) 子どもが病気の際の対応

子どもが病気等で、普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法をたずねたところ、就学前児童・就学児童ともに「母親が休んだ」が6割以上と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が高くなっています。

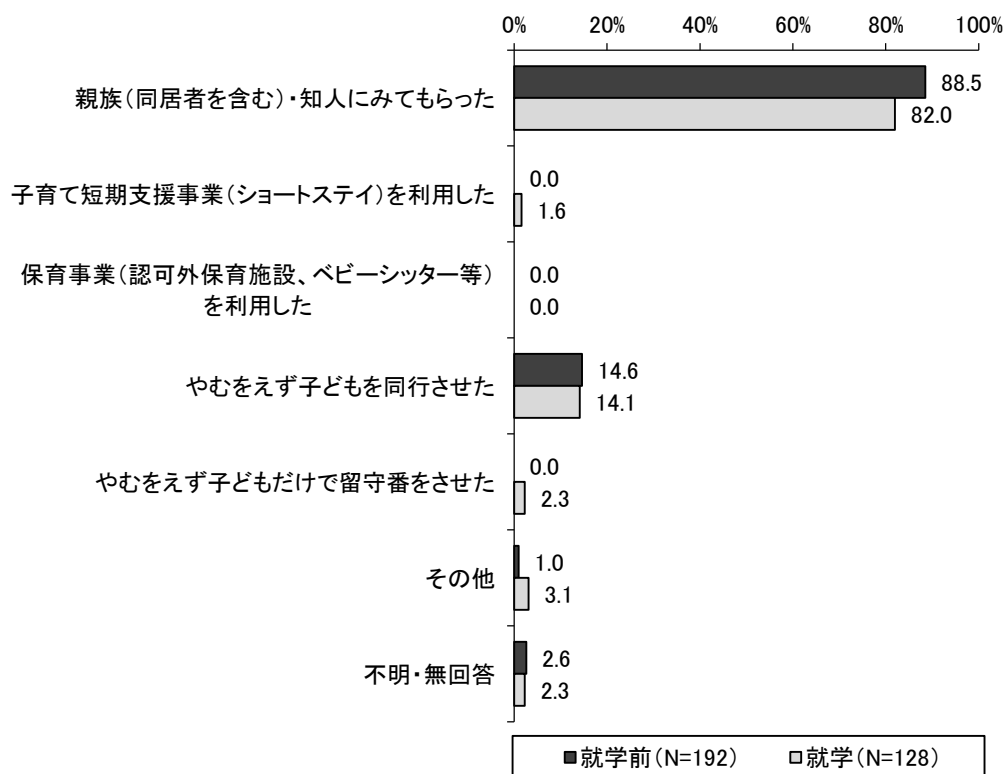


父親か母親が休んで対応した方に「病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったかどうかたずねたところ、「できれば利用したい」の割合は、就学前児童で35.7%、就学児童で17.7%となっています。



(5) 子どもの宿泊を伴う一時預かりが必要な際の対応

保護者の用事（冠婚葬祭、家族の病気等）により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらう必要が生じた場合の対処方法をたずねたところ、就学前児童・就学児童ともに「親族・知人にみてもらった」が8割以上と最も高く、次いで「やむをえず子どもを同行させた」がともに1割台となっており、子育て短期支援事業（ショートステイ）や認可外保育施設・ベビーシッター等の保育事業の利用がほとんどみられない状況となっています。



4 第1期計画の状況

第1期子ども・子育て支援事業計画で設定した「量の見込み及び確保の方策」について、進捗状況を検証・評価しました。

4-1 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 幼稚園

確保の方策の計画値が実績を上回っており、教育を希望する保護者に対し提供できています。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
量の見込み	1号	1,066人	1,058人	1,045人	1,019人	1,012人	
	2号	264人	262人	259人	222人	221人	
	広域利用	110人	110人	110人	110人	110人	
	計	1,440人	1,430人	1,414人	1,351人	1,343人	
確保方策 (実績)	1号	市内	1,390人	1,390人	1,390人	1,305人	1,270人
		836人	812人	807人	767人		
	2号	広域利用	100人	100人	100人	100人	100人
		492人	487人	469人	440人		
	計	1,490人	1,490人	1,490人	1,405人	1,370人	
		1,328人	1,299人	1,276人	1,207人		
	確保方策—量の見込み		50人	60人	76人	54人	27人
	確保方策—実績		162人	191人	214人	198人	
具 体 方 策		—	—	—	—		

- ・量の見込みの広域利用は、犬山市からの利用分が10人、扶桑町からの利用分が100人
- ・確保の方策の広域利用は、一宮市での確保分が100人
- ・平成30年度及び令和元年度は、認定こども園の1号認定を含む
- ・1号認定とは、満3歳以上で保育を必要としない子ども（教育標準時間認定）
- ・2号認定とは、満3歳以上で保育を必要とする子ども（満3歳以上保育認定）

(2) 保育所

確保方策の計画値が実績を上回っており、保育所への入園を希望する保護者に対し提供できています。

実績は量の見込みを上回っており、今後も保育所入園のニーズは高いレベルで推移すると見込まれます。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	2号	3～5歳	1,279人	1,269人	1,253人	1,223人	1,214人
	3号	0歳児	92人	112人	133人	152人	170人
		1～2歳	447人	463人	474人	487人	500人
	計		1,818人	1,844人	1,860人	1,862人	1,884人
確保方策 (実績) 【特定教育・保育施設】	2号	3～5歳	1,384人	1,384人	1,369人	1,381人	1,363人
			1,315人	1,346人	1,346人	1,360人	
	3号	0歳児	120人	120人	135人	159人	177人
			56人	42人	47人	46人	
		1～2歳	696人	696人	696人	720人	720人
			487人	498人	526人	509人	
計		2,200人	2,200人	2,200人	2,260人	2,260人	
		1,858人	1,886人	1,919人	1,915人		
確保方策 (実績) 【特定地域型保育事業】	3号	0歳児	—	—	—	—	—
		1～2歳	—	—	—	—	—
	計		—	—	—	—	—
			—	—	—	—	
確保方策— 量の見込み	2号	3～5歳	105人	115人	116人	158人	149人
	3号	0歳児	28人	8人	2人	7人	7人
		1～2歳	249人	233人	222人	233人	220人
	計		382人	356人	340人	398人	376人
確保方策— 実績	2号	3～5歳	69人	38人	23人	21人	
	3号	0歳児	64人	78人	88人	113人	
		1～2歳	209人	198人	170人	211人	
	計		342人	314人	281人	345人	
具 体 方 策			布袋北保育園、宮田南保育園施設整備	—	—	—	

- ・平成30年度及び令和元年度は、認定こども園の2号認定及び3号認定を含む
- ・2号認定とは、満3歳以上で保育を必要とする子ども（満3歳以上保育認定）
- ・3号認定とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども（満3歳未満保育認定）

4-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 延長保育事業

平成 28 年度に確保方策の計画値を上回る実績がありました。平成 29 年度以降は実績が計画値内に収まっており、延長保育の利用を希望する保護者に対し提供できています。

実績は量の見込みを上回っており、今後も延長保育のニーズは高いレベルで推移すると見込まれます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量 の 見 込 み	998 人	1,012 人	1,022 人	1,023 人	1,034 人
確 保 方 策 (実 績)	1,210 人	1,210 人	1,210 人	1,210 人	1,210 人
	1,197 人	1,230 人	1,069 人	1,103 人	
確保方策—量の見込み	212 人	198 人	188 人	187 人	176 人
確保方策—実績	13 人	▲20 人	141 人	107 人	
具 体 方 策	—	—	—	—	

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

平成 29 年度まで実績が確保方策の計画値を上回っていましたが、平成 30 年度の実績は計画値内に収まっています。

実績は増加傾向にあり、平成 30 年度の実績は量の見込みを上回っています。今後も学童保育に対するニーズは増加すると見込まれます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
量の見込み	低学年	873 人	831 人	808 人	791 人	785 人
	高学年	377 人	379 人	373 人	377 人	359 人
	計	1,250 人	1,210 人	1,181 人	1,168 人	1,144 人
確 保 方 策 (実 績)	880 人	964 人	1,154 人	1,422 人	1,422 人	
	1,032 人	1,078 人	1,164 人	1,201 人		
確保方策—量の見込み	▲370 人	▲246 人	▲27 人	254 人	278 人	
確保方策—実績	▲152 人	▲114 人	▲10 人	221 人		
具 体 方 策	門弟山学童室、古知野西学童分室整備	古知野東小学校学童室、古知野南学童保育所・布袋学童保育所整備	全小学校区で対象学年を4年生まで拡大	—		

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

本市の子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、計画期間内の利用はありません。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保方策 (実績)	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
確保方策－量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保方策－実績	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

平成 27 年 1 月から子育て支援センターが 3 か所となり、実績（延べ利用者数（人回））は量の見込みの約 8 割で推移しています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	51,743 人回	51,335 人回	50,799 人回	50,262 人回	49,662 人回
確保方策 (実績)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	
【地域子育て支援拠点 事業数・利用者数】	40,458 人回	43,609 人回	40,097 人回	40,559 人回	
具体方策	—	—	—	—	

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）

平成 29 年度のみ実績が確保方策の計画値を上回りました。平成 30 年度には、1 園が認定こども園に移行したため、実績は計画値を下回っています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
量の見込み	1 号	2,902 人日	2,879 人日	2,843 人日	2,775 人日	2,755 人日
	2 号	1,695 人日	1,682 人日	1,661 人日	1,621 人日	1,610 人日
	計	4,597 人日	4,561 人日	4,504 人日	4,396 人日	4,365 人日
確保方策 (実績)	9,450 人日	9,450 人日	9,450 人日	9,450 人日	9,450 人日	
	9,361 人日	8,983 人日	9,875 人日	4,495 人日		
確保方策－量の見込み	4,853 人日	4,889 人日	4,946 人日	5,054 人日	5,085 人日	
確保方策－実績	89 人日	467 人日	▲425 人日	4,955 人日		
具体方策	江南幼稚園、江南第 2 幼稚園	江南幼稚園、江南第 2 幼稚園	江南幼稚園、江南第 2 幼稚園	江南幼稚園		

(6) 一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

実績は増減を繰り返していますが、量の見込みを下回って推移しています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量 の 見 込 み	3,690 人日	3,661 人日	3,622 人日	3,577 人日	3,536 人日
確 保 方 策 (実 績)	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日	5,200 人日
	3,161 人日	2,942 人日	3,280 人日	2,540 人日	
確保方策－量の見込み	1,510 人日	1,539 人日	1,578 人日	1,623 人日	1,664 人日
確保方策－実績	2,039 人日	2,258 人日	1,920 人日	2,660 人日	
具 体 方 策	余裕活用形 の創設	—	—	—	

(7) 病児・病後児保育事業

市内に病児・病後児保育実施施設はないため、計画期間内の実績はありません。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量 の 見 込 み	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日
確 保 方 策 (実 績)	0 人日	520 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
確保方策－量の見込み	▲1,040 人日	▲520 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保方策－実績	0 人日	520 人日	1,040 人日	1,040 人日	
具 体 方 策	(検討中)				



(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

実績（延べ利用者数）は増減していますが、確保方策の計画値を下回って推移しています。会員数は増加傾向にあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依 頼 会 員	387 人	384 人	439 人	457 人
援 助 会 員	66 人	66 人	69 人	68 人
両 方 会 員	37 人	31 人	44 人	43 人
会 員 数 （ 計 ）	490 人	481 人	552 人	568 人
延 べ 利 用 者 数 （ 人 日 ）	544 人日	516 人日	785 人日	569 人日
具 体 方 策	PRの実施	PRの実施	PRの実施	PRの実施

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
量の見込み	小学生	591 人日	578 人日	566 人日	563 人日	547 人日
	未就学 児童	510 人日	506 人日	500 人日	491 人日	487 人日
	計	1,101 人日	1,084 人日	1,066 人日	1,054 人日	1,034 人日
確 保 方 策 （ 実 績 ）	1,101 人日	1,084 人日	1,066 人日	1,054 人日	1,034 人日	
	544 人日	516 人日	785 人日	569 人日		
確保方策－量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
確 保 方 策 － 実 績	557 人日	568 人日	281 人日	485 人日		
具 体 方 策	小学4年生 まで対象年 齢の拡大	—	—	—		

(9) 利用者支援事業

各種相談に応じる子育て支援コーディネーター※を配置し、情報提供等を行っています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
確 保 方 策 （ 実 績 ）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
具 体 方 策	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供	

※ 子育て支援コーディネーター：子育て相談、多様な子育て支援サービスの情報提供を行うなど、子育て家庭に対する支援の役割を担う人材。

(10) 妊婦健康診査

実績（延べ受診者数）は減少していますが、確保方策の計画値を上回って推移しています。

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量 の 見 込 み	妊娠届出者数	742 件	733 件	726 件	718 件	706 件
	延べ受診者数 (人回)	8,310 人回	8,209 人回	8,131 人回	8,041 人回	7,907 人回
確 保 方 策 (実 績)		8,310 人回	8,209 人回	8,131 人回	8,041 人回	7,907 人回
		8,718 人回	8,585 人回	8,583 人回	8,352 人回	
確 保 方 策 - 実 績		▲408 人回	▲376 人回	▲452 人回	▲311 人回	

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

実績（訪問件数）は増減していますが、確保方策の計画値を下回って推移しています。

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量 の 見 込 み		775 件	765 件	758 件	750 件	738 件
確 保 方 策 (実 績)		775 件	765 件	758 件	750 件	738 件
		680 件	677 件	693 件	642 件	
確 保 方 策 - 実 績		95 件	88 件	65 件	108 件	

(12) 養育支援訪問事業

実績（訪問世帯数）は増加しており、確保方策の計画値を上回って推移しています。

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量 の 見 込 み		8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯
確 保 方 策 (実 績)		8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯	8 世帯
		22 世帯	27 世帯	29 世帯	36 世帯	
		114 件	166 件	225 件	232 件	
確 保 方 策 - 実 績		▲14 世帯	▲19 世帯	▲21 世帯	▲28 世帯	

1 基本理念

「子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり」

子どもの健やかな育ちや保護者の心を支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、保護者や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

そのためにも、子育て世代の不安や悩みを解消し、子育てに生きがいや楽しさを感じられるよう、行政だけでなく地域全体で子育て支援ができる環境整備や体制の充実を図る必要があります。

そこで、子育て世代が不安を抱えることなく、ワーク・ライフ・バランス[※]のとれた生活を送り、子どもたちは、学校だけでなく地域の中で社会性を身につけ、豊かな心をもった人間性を育み、子育てを通じて親子がともに楽しさや幸せを感じ、互いの将来が生き生きと輝くまちを実現することを目指し、『子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり』を基本理念とします。

2 基本目標

子どもと子育て支援を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子育て支援を実施する新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

(1) 子どもの健やかな成長を支える質の高い教育・保育の提供

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。保護者の就労状況やその他の事情にかかわらず、利用者の立場に立った質の高い教育・保育を受けられる環境の充実に努めます。

(2) 地域の子ども・子育て支援の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格の基礎と生活習慣を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。そこで、安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、近年女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、共働き家庭が増えています。男女が互いに尊重し、仕事と子育ての両立ができるよう、地域の子ども・子育て支援事業の推進に努めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	個別目標
子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり	1 子どもの健やかな成長を支える質の高い教育・保育の提供	(1) 多様で質の高い幼児教育・保育サービスの充実
		(2) 教育・保育に係る負担の軽減
	2 地域の子ども・子育て支援の推進	(1) 安心して出産・子育てできる支援の充実
		(2) 地域での子育て支援の充実
		(3) 児童虐待の発生予防等へのきめ細やかな対応
		(4) 小学生の放課後等の居場所づくりの充実

※ ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

4 主要事業

個別目標に基づき、次の事業を実施します。

(1) 子どもの健やかな成長を支える質の高い教育・保育の提供

①多様で質の高い幼児教育・保育サービスの充実

主要事業	事業内容
幼稚園	満3歳から就学前の幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を実施します。
保育所	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設であり、就学前の教育・保育を一体的に提供します。

②教育・保育に係る負担の軽減

主要事業	事業内容
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までのこどもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもが幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合、利用料が無償となります。
実費徴収にかか る補足給付を行う 事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(2) 地域の子ども・子育て支援の推進

①安心して出産・子育てできる支援の充実

主要事業	事業内容
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、母胎や胎児の健康確保、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して妊娠・出産ができることを目的に実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。
子育て世代包括支援センター	妊娠準備期から子育て期において、それぞれの段階に応じた支援やサービスの情報が、子育て家族に提供されるよう、子育て世代包括支援センターを設置し、総合相談窓口の機能を充実します。

②地域での子育て支援の充実

主要事業	事業内容
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で延長保育を行います。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など家庭で子育てをする方への支援を行います。
一時預かり事業	保護者の就労や傷病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、保育所や幼稚園において一時的な預かり保育事業を実施します。
病児・病後児保育事業	子どもが病気または、病気の回復期にあるために保育所などに預けられない時に、医療機関に併設された施設等で保育をします。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と子育てに協力したい人(援助会員)を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように相談に応じるなどの支援を行います。

③児童虐待の発生予防等へのきめ細やかな対応

主要事業	事業内容
養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘルパー等が家庭訪問し、指導助言を行うことで児童虐待の発生予防に努めます。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間児童を預かります。
子ども家庭総合支援拠点	児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援が必要な家庭へのサポートを行います。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、関係機関が相互に連携し、必要な情報共有を行うとともに、要保護児童等に対する支援について協議します。

④小学生の放課後等の居場所づくりの充実

主要事業	事業内容
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が就労等のため、昼間家庭にいない小学生を対象に遊び等を通じて健全育成を図ります。
放課後子ども教室	放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、各種体験活動を通して、異年齢の児童間の交流と地域住民とのふれあいを図ります。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

そこで、第一期計画と同様に、本市では教育・保育事業の提供区域を、1区域（市全域）として設定します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

（1）量の見込みの算出方法

計画期間中における幼稚園や保育所、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の方策及び実施時期を定めることとなっています。「量の見込み」については、本計画策定のために実施した「江南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の回答結果をもとに国から示された標準的な算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況及び事業の利用意向等から、認定区分ごとに量の見込みを算出します。

推計児童数	計画期間中（令和2年度から令和6年度まで） 児童数の推計
×	
潜在家庭類型割合	父母の就労状況や教育・保育の利用意向により タイプ別に分類
×	
利用意向率	潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業の利用 意向率を算出
量の見込み	上記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

(2) 推計児童数

平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳の年齢別人口を使用し、第 6 次江南市総合計画の人口の目標フレームに基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 0 歳から 11 歳までの児童数を推計しました。

単位：人

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	677	690	704	717	731
1 歳	694	704	723	758	774
2 歳	760	726	732	756	813
3 歳	780	786	757	759	790
4 歳	828	808	811	789	786
5 歳	838	835	835	837	820
6 歳	836	841	841	863	863
7 歳	905	848	845	848	891
8 歳	916	910	859	848	854
9 歳	894	925	916	871	851
10 歳	910	893	935	921	882
11 歳	957	902	892	945	927

(3) 家庭類型について

アンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプ A からタイプ F の 8 種類の類型化を行います。類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

タイプ A：ひとり親家庭（母子または父子家庭）

タイプ B：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）

タイプ C：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）

タイプ C'：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）

タイプ D：専業主婦（夫）家庭

タイプ E：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）

タイプ E'：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）

タイプ F：無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(4) 教育・保育の認定区分について

年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号に区分します。認定区分は、以下のとおりです。

認定区分	対象年齢	保育の必要性の認定	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	幼稚園
		あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園（認定こども園を含む）

【事業概要】

満3歳から就学前の幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を実施します。

【現状】

幼稚園は、市内の幼稚園だけでなく、他市町の幼稚園を利用している方も見受けられます。利用者数はゆるやかに減少傾向にあります。

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園	3歳以上	(845人)	(836人)	(812人)	(807人)	(767人)
		1,390人	1,328人	1,299人	1,276人	1,207人

- ・（ ）内は市内の幼稚園利用者の再掲
- ・平成30年度から幼稚園1園が認定こども園に移行しました。

【今後の方向性】

幼稚園については、広域利用を想定することにより、量の見込みを確保できる予定です。

今後、認定こども園の新設や幼稚園から認定こども園への移行については、幼稚園の現状や事業者の意向を踏まえ、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮した上で検討を図ります。

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1号	3歳以上	918人	912人	902人	896人	900人
			188人	187人	185人	183人	184人
	広域利用		70人	70人	70人	70人	70人
	計		1,176人	1,169人	1,157人	1,149人	1,154人
確保方策	1号	3歳以上	市内	市内	市内	市内	市内
			1,024人	1,024人	1,024人	1,024人	1,024人
	2号	3歳以上	広域利用	広域利用	広域利用	広域利用	広域利用
			300人	300人	300人	300人	300人
計		1,324人	1,324人	1,324人	1,324人	1,324人	
確保方策－量の見込み			148人	155人	167人	175人	170人

- ・量の見込み広域利用は、他市町からの利用を70人（扶桑町70人）と想定
- ・確保方策広域利用は、他市町への利用を300人（一宮市300人）と想定
- ・認定こども園の1号認定を含む

(2) 保育所（認定こども園を含む）

【事業概要】

保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。現在、市内には18園あり定員の合計は2,200人です。

【現状】

保育所の利用者は、1～2歳児及び3～5歳児の利用ニーズはゆるやかな増加傾向にあります。

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2号認定	3～5歳	1,317人	1,315人	1,346人	1,346人	1,360人
3号認定	0歳児	52人	56人	42人	47人	46人
	1～2歳	489人	487人	498人	526人	509人
計		1,858人	1,858人	1,886人	1,919人	1,915人

【今後の方向性】

保育所については、市立保育所及び認定こども園において量の見込みを確保できる予定です。今後も待機児童が発生することのないよう、保育士の確保、施設及び設備の整備等に努めます。

なお、地域型保育事業（家庭的保育事業等）については、地域の特性や乳幼児定員の充足状況を考慮の上、必要な地区等で事業者を決定し実施します。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量 の 見 込 み	2号	3～5歳	1,319人	1,310人	1,296人	1,286人	1,292人
	3号	0歳児	51人	52人	53人	54人	55人
		1～2歳	531人	522人	531人	553人	580人
	計		1,901人	1,884人	1,880人	1,893人	1,927人
確保方策 【特定教育・保育施設】	2号	3～5歳	1,476人	1,476人	1,476人	1,476人	1,476人
	3号	0歳児	60人	60人	60人	60人	60人
		1～2歳	582人	582人	582人	582人	582人
	計		2,118人	2,118人	2,118人	2,118人	2,118人
確保方策 【地域型保育事業】	3号	0歳児	—	—	—	—	—
		1～2歳	—	—	—	—	—
	計		—	—	—	—	—
確保方策 —量の見込み	2号	3～5歳	157人	166人	180人	190人	184人
	3号	0歳児	9人	8人	7人	6人	5人
		1～2歳	51人	60人	51人	29人	2人
	計		217人	234人	238人	225人	191人

・認定こども園の2号認定及び3号認定を含む

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で延長保育を行います。

【現状】

保護者の就労形態の多様化に対応するため、市内 18 園の保育園において、通常利用日の午後 7 時まで（一部の園は午後 8 時まで）延長保育を実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1,167 人	1,197 人	1,230 人	1,069 人	1,103 人

【今後の方向性】

長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、現状の延長保育事業を継続していきます。また、今後の利用者ニーズは共働き家庭の増加などにより高まることが想定されるため、地域子ども・子育て支援事業による通常利用日以外での実施に向けた検討を図ります。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,047 人	1,040 人	1,043 人	1,056 人	1,078 人
確保方策	1,047 人	1,040 人	1,043 人	1,056 人	1,078 人
確保方策－量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行います。

【現状】

本市では、委託する児童養護施設や乳児院の4施設において事業を実施していますが、ここ数年の利用実績はありません。

【今後の方向性】

ここ数年における利用実績はありませんが、緊急時などに一時的に利用される事業であることから、啓発をするとともに様々な事態が生じたときに対応できるよう、サービス提供の水準を維持していきます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保方策—量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日



(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【現状】

平成 27 年 1 月から、第 3 子育て支援センター（愛知江南短期大学内）を開設、市内の子育て支援センターは 3 か所となり、利用者数も増加しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 （人回）	28,518 人回	40,458 人回	43,609 人回	40,097 人回	40,559 人回
地域子育て支援 拠点事業数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

【今後の方向性】

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

現在、交通児童遊園 2 階で開設している子育て支援センターについては、利用者数の増加により手狭となっており関係機関との連携強化を図るため、令和 5 年度供用開始予定の布袋駅東複合公共施設へ移転し、充実を図ります。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	46,236 人回	45,997 人回	46,843 人回	48,405 人回	50,293 人回
確保方策 【地域子育て支援 拠点事業数】	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(4) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）

【事業概要】

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の意向に応じて一時預かりを行います。

【現状】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、私立幼稚園2園において実施していましたが、平成30年度には2園から1園に減少したことから利用者数が減少しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数 (人日)	—	9,361人日	8,983人日	9,875人日	4,495人日

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私立幼稚園と協議し、供給体制の充実を図ります。

区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	3,447人日	3,423人日	3,387人日	3,361人日	3,377人日
	2号	1,045人日	1,038人日	1,027人日	1,019人日	1,024人日
	計	4,492人日	4,461人日	4,414人日	4,380人日	4,401人日
確保方策		7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日
確保方策－量の見込み		2,708人日	2,739人日	2,786人日	2,820人日	2,799人日

(5) 一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

【事業概要】

保育所において、保護者の就労や疾病等のために一時的に保育が必要な児童の預かり保育を行います。

【現状】

保育所等における一時預かりは、生後7ヵ月目の乳児から就学前の幼児を対象に、中央保育園では10人と宮田東保育園では20人を定員として、市内2か所において実施しています。常時利用される事業ではなく、一時的に利用されるサービスであるため、利用者数は年度によって増減しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数 (人日)	3,595人日	3,161人日	2,942人日	3,280人日	2,540人日

【今後の方向性】

利用希望に対応できるように、保育士の確保等を行い事業の充実を図ります。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,508人日	2,496人日	2,549人日	2,645人日	2,757人日
確保方策	4,860人日	4,860人日	4,860人日	4,860人日	4,860人日
確保方策—量の見込み	2,352人日	2,364人日	2,311人日	2,215人日	2,103人日

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気の回復期にある児童で、保護者の就労等の理由により家庭において保育を行うことが困難な場合に、医療機関や保育施設等において児童の預かりを行います。

【現状】

現在、本市では病児・病後児を保育できる施設はないため、他市町の病児・病後児保育施設の利用料助成事業を実施しています。

【今後の方向性】

利用者ニーズに対応するため、令和3年度から市内保育園内の専用室において、病気の回復期にある児童を保育する病後児保育の実施を図ります。なお、今後も引き続き、医療機関等と連携した病児・病後児保育の実施を検討していきます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	533人日	530人日	531人日	537人日	549人日
確保方策	0人日	726人日	729人日	729人日	729人日
確保方策－量の見込み	▲533人日	196人日	198人日	192人日	180人日

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（援助会員）が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員と援助会員をコーディネートする事業です。

【現状】

依頼会員は、小学校4年生までの子どもを持つ保護者で、会員数は増加傾向にある一方で、援助会員の会員数は横ばいの状況のため、援助会員が不足しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員	347人	387人	384人	439人	457人
援助会員	72人	66人	66人	69人	68人
両方会員	38人	37人	31人	44人	43人
会員数（計）	457人	490人	481人	552人	568人
延べ利用者数 （人日）	714人日	544人日	516人日	785人日	569人日

【今後の方向性】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、6年生までの対象学年の拡大を検討します。また、支援を行う対象学年の引き上げに対し、継続して援助会員の講習会を実施し、依頼会員への要望に対応できるよう、援助会員の増加に努めます。

区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	小学生	448人日	445人日	436人日	433人日	436人日
	未就学 児童	600人日	596人日	598人日	605人日	617人日
	計	1,048人日	1,041人日	1,034人日	1,038人日	1,053人日
確保方策		1,048人日	1,041人日	1,034人日	1,038人日	1,053人日
確保方策－量の見込み		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように相談に応じるなどの支援を行います。

【現状】

子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園、保育所などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう情報提供、相談を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【今後の方向性】

令和 2 年度より、妊娠準備期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的相談支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センター※を設置します。地域の子育て支援事業の情報提供等を行う基本型と、保健師等の専門性を活かした相談支援を提供する母子保健型との相互連携により実施していきます。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見込み	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確 保 方 策	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※ 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する各種相談、支援プランの策定、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整等を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない支援などを行う機関のこと。

(9) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園に通う園児の世帯所得に応じて、給食費（副食代）を給付します。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	154人	153人	152人	151人	151人
確保方策	154人	153人	152人	151人	151人
確保方策－量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法に基づき、母胎や胎児の健康確保、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して妊娠・出産ができることを目的に実施します。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出者数	720人	748人	688人	699人	716人
延べ受診者数 (人回)	9,242人回	8,718人回	8,585人回	8,583人回	8,352人回

【今後の方向性】

すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保します。

妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	妊娠届出者数	721件	735件	750件	764件	779件
	延べ受診者数 (人回)	8,413人回	8,575人回	8,749人回	8,911人回	9,085人回
確保方策	8,413人回	8,575人回	8,749人回	8,911人回	9,085人回	
確保方策－量の見込み	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回	

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

【現状】

安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問に努めています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	799人	718人	711人	730人	676人
訪問件数	758件	680件	677件	693件	642件

【今後の方向性】

すべての対象児のいる家庭を訪問できる体制を継続して確保します。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	677件	690件	704件	717件	731件
確保方策	677件	690件	704件	717件	731件
確保方策－量の見込み	0件	0件	0件	0件	0件



(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により支援を受けていない家庭に対して保育士等が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭への訪問世帯数及び訪問件数ともに、増加傾向にあります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問世帯数	18 世帯	22 世帯	27 世帯	29 世帯	36 世帯
訪問件数	95 件	114 件	166 件	225 件	232 件

【今後の方向性】

継続して養育支援が必要な家庭等を訪問し、育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	46 世帯	51 世帯	56 世帯	61 世帯	66 世帯
確 保 方 策	46 世帯	51 世帯	56 世帯	61 世帯	66 世帯
確保方策—量の見込み	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯

5 新・放課後子ども総合プラン〔放課後児童健全育成事業（学童保育）・放課後子ども教室〕の基本方針（目標及び具体的な方策等） ～江南市行動計画～

（１）新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁[※]」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（学童保育）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。この事業展開を計画的に行うことを目的に、新・放課後子ども総合プランの江南市における行動計画を、第2期江南市子ども・子育て支援事業計画書に盛り込むこととします。

【実施方法】

- ①一体型…放課後子ども教室と学童保育の児童が、同一の小中学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。
- ②連携型…放課後子ども教室と学童保育の少なくとも一方が小学校以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育の児童が参加するもの。

※ 小1の壁：主に共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設がみつからなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならぬような問題が生じること。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

保護者が就労等のため、昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期学校休業日にも実施します。

【現状】

現在、当市では市内 10 校で学童保育を実施していますが、対象学年を小学校 1～4 年生までとしているため、小学校 6 年生までの利用対象の拡大が必要です。利用者については、共働き世帯等の増加に伴い年々増加しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数	911 人	1,032 人	1,078 人	1,164 人	1,201 人

【今後の方向性】

女性の社会進出により、更なる共働き世帯等の増加が見込まれるため、女性就業率が 80% 程度となることを想定し、利用者の増加に対応できるよう新たな実施場所の確保が必要となっています。この対応方策として、布袋北小学校区においては、学校敷地内に新たに学童保育所を整備し、令和 3 年度からの受け入れ拡大を図ります。また、古知野北小学校区では、令和 4 年度に供用開始予定の古知野北部地区複合公共施設内に実施場所を移転し、受入れ児童の拡大を図ります。なお、小学校 6 年生までの利用対象の拡大については、令和 4 年度から市内全小学校区での実施を目指します。

区	分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1 年生	412 人	406 人	402 人	407 人	419 人
	2 年生	308 人	305 人	297 人	315 人	315 人
	3 年生	308 人	305 人	305 人	297 人	315 人
	4 年生	182 人	181 人	183 人	186 人	182 人
	5 年生	159 人	159 人	161 人	163 人	160 人
	6 年生	114 人	114 人	115 人	116 人	114 人
	計	1,483 人	1,470 人	1,463 人	1,484 人	1,505 人
確 保 方 策		1,424 人	1,462 人	1,548 人	1,548 人	1,548 人
確保方策－量の見込み		▲59 人	▲8 人	85 人	64 人	43 人

(3) 放課後子ども教室

【事業概要】

開設する小学校の全児童を対象に、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、安全管理員等の指導のもと異年齢の児童間の交流と地域住民とのふれあいを図ります。平日の放課後及び夏季休業日の月、水、金曜日に実施します。

【現状】

令和元年6月に草井小学校において新たに放課後子ども教室を開設し、現在では市内8小学校において実施しています。実施状況は、申込者が登録可能者数を上回っているため、待機児童が生じています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学 校 数	10校	10校	10校	10校	10校
実 施 校	4校	5校	6校	7校	7校
開 設 割 合	40%	50%	60%	70%	70%
開設小学校	布袋 宮田 古知野南 藤里	門弟山	古知野西	古知野東	
開設校の児童数 (1～6年生)	2,720人	3,177人	3,594人	4,265人	4,243人
確 保 方 策 (登録可能者数)	232人	257人	287人	372人	372人

【今後の方向性】

現在市内小学校10校のうち、放課後子ども教室の未実施校は、布袋北小学校、古知野北小学校の2校となっているため、実施に向けた検討を図ります。その対応方策とし、布袋北小学校においては、現在校舎内にある学童保育室を利活用した実施を図ります。また、古知野北小学校については、令和4年度に供用開始予定の古知野北部地区複合公共施設内での実施を図ります。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	10校	10校	10校	10校	10校
実 施 校	8校	9校	10校	10校	10校
開 設 割 合	80%	90%	100%	100%	100%
開設校の推計児童数 (1～6年生)	4,520人	4,835人	5,288人	5,296人	5,268人
確 保 方 策 (登録可能者数)	474人	514人	554人	554人	554人

(4) 一体型又は連携型の放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の目標と具体的な方策

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室を、同一の小中学校内等の活動場所において実施し、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育の児童が参加するなど、すべての児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことで次代を担う人材を育成します。

【現状】

令和元年度から市内7小学校区で、一体型を基本とした共通プログラムの実施を進めています。

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実 施 数	—	1 か所	2 か所	4 か所	4 か所

【今後の方向性】

共通プログラム未実施の草井小学校区では、放課後児童健全育成事業（学童保育）を草井地区学習等供用施設内で行っていることから、連携型での実施を検討します。また、布袋北小学校区は令和3年度、古知野北小学校区では令和4年度に、学校敷地内等で両事業の実施を予定していることから、一体型での実施を検討します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 施 数	7 か所	8 か所	9 か所	10 か所	10 か所

【具体的な方策】

放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の一体型又は連携型による事業を実施する際の共通プログラムについては、放課後児童コーディネーターと放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。プログラムについては、児童の安全確保に十分配慮するものとし、具体的な内容を検討するため、学校区ごとの定期的な打ち合わせの機会を設けることとします。

また、連携型で共通プログラムを実施する場合は、児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

(5) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の実施に係る部局間の具体的な連携に関する方策

平成 30 年度より、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、一部の事務を除き、教育委員会に委任していることから、両事業のより効率的な運営や相互連携の向上を図っていきます。

なお、調査、研究等に資するため、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会等において、江南市の実情に応じた効果的な事業実施を目指します。

また、平成 27 年 4 月 1 日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく総合教育会議[※]を活用し、総合的な放課後児童対策の検討をしていくものとします。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室では、児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修等を実施していきます。

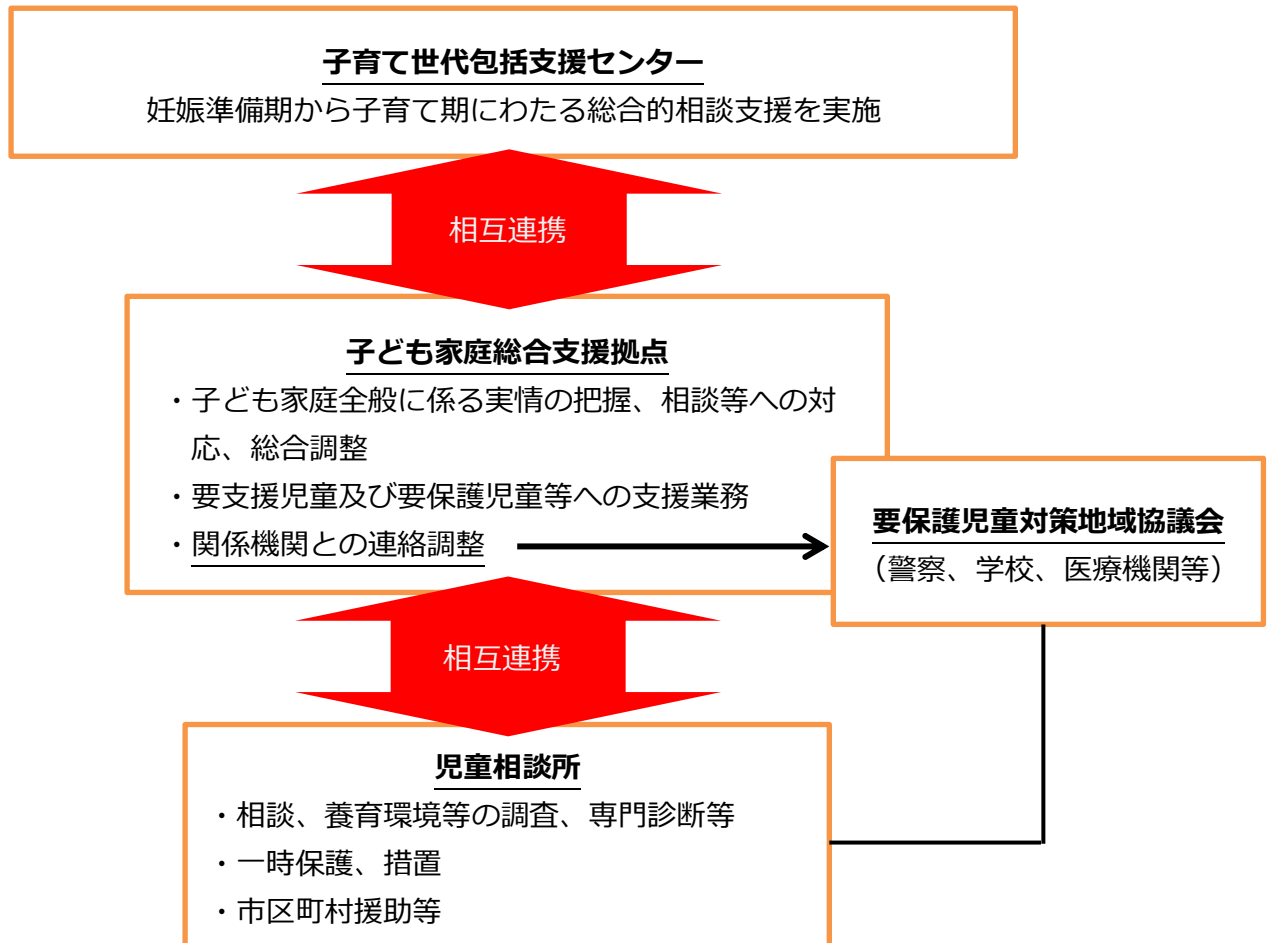
※ 総合教育会議：地方教育行政法の改正に伴い、平成 27 年 4 月から各都道府県・市町村に設置される会議体。首長と教育委員会により構成され、地域における教育行政の指針となる大綱を策定する。

6 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携及び協働体制の強化

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、子ども家庭総合支援拠点※の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を行うとともに、更なる児童相談所との円滑な連携・協働体制の推進を図ります。

子ども家庭総合支援拠点と関係機関の連携（イメージ図）



※ 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行う機関のこと。

7 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の方策

(1) 質の高い教育・保育の提供について

質の高い教育・保育を提供するためには人材確保が大切です。その対応として、潜在幼稚園教諭・保育士の復帰支援研修の開催や、働きやすい職場づくりとして、育児休業、育児短時間勤務取得時の代替職員の配置を行い、幼稚園教諭や保育士にかかる負担を軽減するなど、人材確保のための様々な取り組みを行い、人材不足の解消に努めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

幼稚園・保育所等は、すべての子どもの健やかな育ちの実現をめざして、幼児期における教育・保育に関する総合的な取り組みを推進します。また、地域子ども・子育て支援事業については、子どもの成長に応じた子育て支援の充実や安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の整備を進めます。各事業における役割や特性を活かし、地域社会全体で子どもの健やかで豊かな育ちに向けた取り組みを進めます。

(3) 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、教育・保育を提供する施設が円滑に接続し子どもに対して体系的な教育・保育が組織的に行われるようにすることが重要です。

遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、小学校教育へと環境が変わっても子ども一人ひとりが対応できるよう、保幼小連携協議会[※]等を活用し就学前施設と小学校がお互いの教育や保育等を学び合い、相互理解を深め、小学校への円滑な接続に努めます。

(4) 幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

特定子ども・子育て支援施設等への給付については、県に対し、施設等の所在、運営状況、立入調査への同行等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

なお、私立幼稚園においては、市が運営法人へ直接授業料等を支払いする代理受領方式を可能とし、保護者への経済負担を求めることのないよう、利便性の向上を図ります。

認可外保育施設等については、利便性や過誤請求防止等を考慮し、保護者への幼児教育・保育の無償化に関する周知を各利用施設に依頼するとともに、請求に対し随時支払いできるように、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

※ 保幼小連携協議会：保育所・認定こども園・幼稚園における子どもの育ち及び幼児教育の内容を、小学校生活に円滑に接続していくことができるよう、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭が情報交換する協議会のこと。

1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり」の実現に向けて、家庭、地域、事業所、行政がそれぞれの役割のもとに連携し、本計画を推進します。

(1) 家庭

家庭は、子どもを養育する基本的な場であり、子どもにとって核となる大切な場所です。子どもの発達段階に応じて、様々な人と協力して子どもの育ちを支えることにより、親自身も成長できる場となります。あわせて、子どもを一人の人間として尊重し、守り育てることにより、基本的な生活習慣や社会的な規範を子どもが身につけていく場にもなります。

(2) 地域

地域の中で、子どもや子育て家庭を温かく見守り、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが必要です。地域では、子ども会活動等への積極的な関わりや公園で遊ぶ子ども、登下校時の子どもを見守ることにより、子どもの健全な成長につながります。

(3) 事業所

事業所においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の目指すべき社会の姿である、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」の実現に向け、そこで働く人が協調し、生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改善による働き方の改革が求められます。

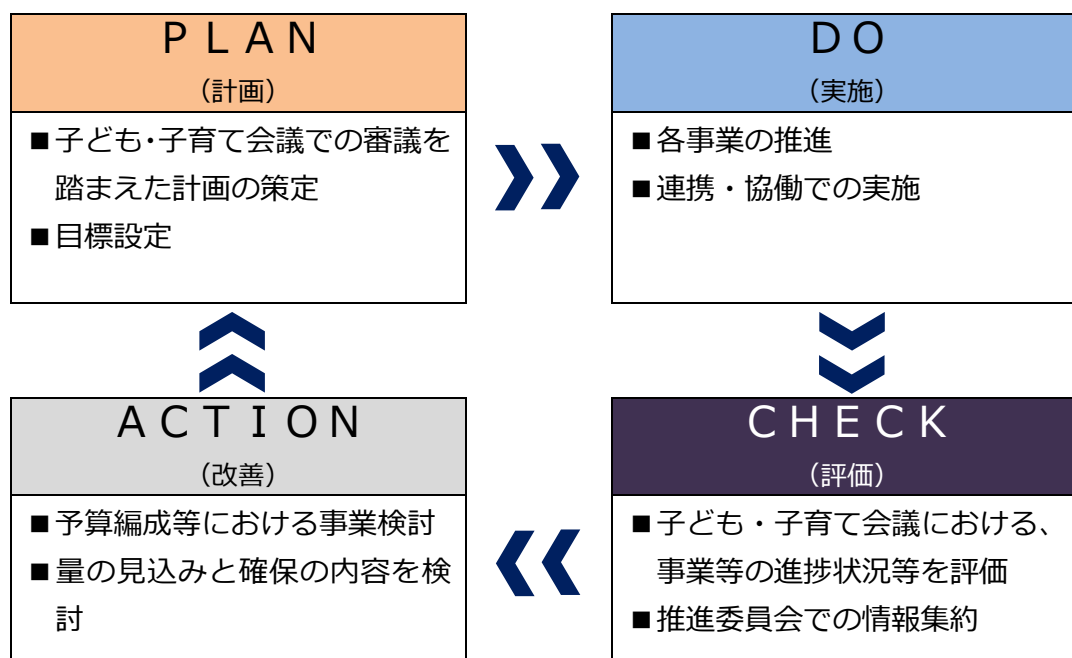
(4) 行政

行政は、本計画に位置づけられた施策を実施するとともに、様々な子育て活動の支援、関係機関や関係団体等のネットワークを構築し、地域性のある子育て支援を推進します。さらに多様化する子育て支援に関するニーズの把握に努め、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。

2 計画の進行管理

本計画が着実に実行されるように、P D C Aサイクル[※]に従って計画に盛り込まれた各事業の実績を点検し、計画の進捗を評価します。

各事業の実績の点検は毎年度行い、それをもとに計画の進捗状況を「江南市子ども・子育て会議」において審議し、評価するものとします。また、計画と実績の評価をもとに、計画の見直しについての必要性を検討します。



※ P D C Aサイクル：計画を立て [P l a n]、それを実施し [D o]、その成果を測定（評価）して [C h e c k]、その結果を踏まえて改善活動を行う [A c t i o n]、組織運営や業務遂行の一連の流れの繰り返しにより、継続的にマネジメントの質を高めることをめざすもの。

1 江南市子ども・子育て会議条例

平成30年3月26日

条例第1号

江南市保育問題審議会条例（昭和51年条例第10号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、江南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関すること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （2） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （3） 関係団体の代表者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 公募により選定された者
- （6） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対して資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 江南市子ども・子育て支援推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市の子ども・子育て支援の施策を推進するため、江南市子ども・子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、江南市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進状況の把握、点検等子育て支援施策の推進に必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって、副委員長はこども未来部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課長、その他の職員をもって充てる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員が委員会に出席できない場合は、当該委員があらかじめ指名した職員をもって代理させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

2 江南市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱（平成17年12月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

別表（第3条関係）

経済環境部	商工観光課長
	農政課長
健康福祉部	福祉課長
	健康づくり課長
都市整備部	防災安全課長
企画部	秘書政策課長
総務部	行政経営課長
教育部	教育課長
	生涯学習課長
	スポーツ推進課長
こども未来部	こども政策課長
	保育課長
その他の職員	委員関係課以外の課の女性職員 3人

3 江南市子ども・子育て会議委員

(敬称略)

役職	氏名	役職名等
会長	松尾昌之	江南市教育委員 (任期：平成27年10月1日～令和元年9月30日)
副会長	沓名珠子	産業カウンセラー
委員	石川勇男	江南市社会福祉協議会会長
委員	伊藤靖祐	江南市私立幼稚園協会会長
委員	今井敦六	NPO法人キッズサポート江南理事長
委員	倉知榮治 (丹羽義嗣)	江南市民生委員児童委員協議会会長
委員	倉地一秋 (景山豊)	江南市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
委員	近藤雅明 (山村孝幸)	愛知県一宮児童相談センター長
委員	坂本奈々 (酒井さおり)	江南市立保育園保護者連合会会長
委員	笹瀬ひと美	愛知江南短期大学講師
委員	高田和明 (土井謙次)	江南市校長会会長
委員	藤岡和俊 (藤井勝利)	江南市子ども会連絡協議会会長
委員	藤澤薫 (加藤雅子)	江南市PTA連合会会長
委員	米嵩恵莉加	一般公募

(任期 平成30年6月1日～令和2年5月31日) () 書きは、前任者

4 計画の策定経過

年 度	月 日	内 容
平成 30 年度	平成 30 年 7 月 24 日	第 1 回江南市子ども・子育て会議 ○第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画の策定について
	平成 30 年 12 月 10 日～ 平成 30 年 12 月 28 日	江南市子ども・子育て支援に関するアンケートの実施
	平成 31 年 2 月 13 日	第 2 回江南市子ども・子育て会議 ○江南市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の報告について
令和元年度	令和元年 5 月 29 日	第 1 回江南市子ども・子育て会議 ○江南市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査結果報告書について ○第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画策定方針について
	令和元年 9 月 30 日	第 2 回江南市子ども・子育て会議 ○第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画の策定状況について
	令和元年 11 月 6 日	第 1 回江南市子ども・子育て支援推進委員会 ○第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	令和元年 11 月 18 日	第 3 回江南市子ども・子育て会議 ○第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画（案）について ○パブリックコメントの実施について
	令和元年 12 月 18 日	子ども・子育て支援法第 61 条第 9 項に基づく愛知県への協議
	令和元年 12 月 23 日～ 令和 2 年 1 月 22 日	第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施
	令和 2 年 2 月 7 日	第 4 回江南市子ども・子育て会議 ○第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画（案）について ○パブリックコメントの結果について

